

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

30

## 規程(文)

○東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程.....一

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程.....一

○東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程.....一

○東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程.....三

○東京都交通局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程.....五

○東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程.....七

○東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程.....七

○東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程.....七

## 規程(文)

## ●交通局規程第五号

東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

- 二十八 子育て部分休暇  
附 則  
この規程は、令和七年四月一日から施行する。

子部  
子部

## ●交通局規程第六号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「同法」を「育児休業法」に改める。

第九条の二の二第一項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第六項第二号中「三歳」を「小学校就学の始期」に改め、同条第十項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第二十二条の三の見出しが「(子どもの看護等休暇)」に改め、同条第一項中「ため又は」を「ため、」に改め、「受けさせるため」の下に「、学校保健安全法(昭和三十年法律第五十六号)第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして東京都交通局出勤記録等整理規程(平成三年交通局規程第十一号)の一部を次のように

に改正する。

別表十九の三の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中二十九の項から四十八の項までを三十の項から四十九の項までとし、同表二十八の項中「二十九」を「三十」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表二十七の項の次に次のように加える。

事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第二十六条第一項中「七月一日から九月三十日まで（普通勤務イ以外の職員について）」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

第二十六条の二第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の二第四項中「又は第二十一条」を「第二十二条」に改め、「規定する部分休業」の下に「又は第二十七条の三に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十七条の三 所属長は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は第二十一条に規定する部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 所属長は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認されている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合は、その効力を失う。

6 所属長は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたとき。

二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

7 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を所属長に届け出なければならない。

一 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

二 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなつた場合

三 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合  
(介護についての申出があつた場合における措置等)

第二十七条の四 所属長は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 所属長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第二十七条の五 所属長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施  
二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第二十八条の二第一項及び第二項中「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改める。

る。

別表第二の二中「四週間」を「一週間」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の二第三項第一号の改正規定は同年六月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第九条の二の二（東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七号）第九条において準用する場合を含む。）に規定する超過勤務の免除、改正後の規程第二十二条の三に規定する子どもの看護等休暇及び改正後の規程第二十七条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●交通局規程第七号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号を削り、同項第一号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第二号から第五号まで」に、「五級である職員並びに」を「五級である職員、」に改め、「二級である職務の級が四級である職員」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次

の一号を加える。

一 扶養親族たる子（前項第一号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）一万三千円

第七条第三項中「（以下「特定期間にある子」という。）」を削り、「当該特定期間にある子」を、「当該期間にある当該扶養親族たる子」に改め、同条に次の二項を加える。

- 4 前二項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、職員部長が別に定める。

第八条の見出し中「の申告」を「に係る届出」に改め、同条第一項を次のように改める。

新たに前条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに局长に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第八条第二項中「各号の一」を削り、「扶養親族届」を「扶養親族異動届」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定にかかるらず、扶養の事実等を認定することができる場合として局长が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条の二第三項中「前二項の認定を行うときはその他必要と認めるときは、扶養事實を証明するため十分な証拠書類」を「局长は、前三項の規定により扶養親族の認定を行ふときはその他必要と認めるときは、届出の事実に係る証明書等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、同条第一項中「局长」を「前項の場合において、局长」に、「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第三号中「従事する」を「服する」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

局長は、前条第一項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が第七条第一項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し認定するものとする。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第九条の見出しを「（扶養手当の支給の始期及び終期）」に改め、同条第一項中「新

たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に第八条第一項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日）を「職員が新たに第七条第一項の職員たる要件を具备するに至つた日の属する月の翌月（その日）」に、「扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合にはそれぞの者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの人）を「職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（局長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で局長が定める日）の属する月（その日）」に改め、同項ただし書中「同項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

#### 第九条第二項各号及び同条第三項を削る。

第九条の三第一項第二号中「又はパートナーシップ関係の相手方」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ誓約制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改める。

#### 三 在宅勤務等手当

別記第一号様式及び第二号様式中「婚姻」を削る。

#### 附 則 (施行期日)

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。  
(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日まで

間ににおけるこの規程による改正後の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第七条の規定の適用については、同条第一項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、同項第六号に掲げる者に係る扶養手当は、次項第二号に規定する交通局企業職員給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員、交通局企業職員給料表（二）及び交通局企業職員給料表（四）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員、交通局企業職員給料表（六）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員並びに交通局企業職員給料表（六）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員（以下「企（一）四級等職員」という。）に対しては支給しない。」と、同条第一項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者」とあるのは

六 第九条の三第一項第二号に規定する配偶者又は同号に規定するパートナーシップ関係の相手方」と、同条第二項第一号中「一万三千円」とあるのは「一万一千五百円」と、同項中「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。）六千円（交通局企業職員給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員、交通局企業職員給料表（二）及び交通局企業職員給料表（二）の二の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員、交通局企業職員給料表（四）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が二級である職員並びに交通局企業職員給料表（六）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下「企（一）四級等職員」という。）の扶養親族たる父母等 三千円）」とあるのは

三 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。）六千円（企（一）四級等職員の扶養親族たる父母等 三千円）

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（前項第六号に掲げる者をいう。）三千円

とする。  
(経過措置)

- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

### ● 交通局規程第八号

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

(目的)

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程  
東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を削り、同条第二号中「勤務庁を異にする異動又は在勤する勤務庁の移転」を「条例第五条の二第一項に規定する異動等（以下この条において「異動等」という。）」に、「異動又は勤務庁の移転」を「異動等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までの規定中「勤務庁を異にする異動又は在勤する勤務庁の移転」及び「異動又は勤務庁の移転」を「異動等」に改め、同条中第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とする。

### 附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程第五条の規定は、この規程の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。

正)

- 3 東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程（令和四年交通局規程第三十八号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

### ● 交通局規程第九号

東京都交通局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

(目的)

第一条 この規程は、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号。以下「条例」という。）第五条の三の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。  
(在宅勤務等の場所)

第二条 条例第五条の三に規定する管理者が定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 職員が介護を行う要介護者の自宅（所属長が承認した場合に限る。）

二 前号に掲げる場所に準ずる場所として所属長が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 条例第五条の三に規定する管理者が定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）第九条の四第一項に規定する超勤代休時間又は同規程第十条、第十

一条及び第十二条の規定による休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

(一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第四条 条例第五条の三に規定する管理者が定める期間は、三箇月とする。

(東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程の一部改

(手当の額)

第五条 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

(確認)

第六条 所属長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例

第五条の三に規定する勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場

所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同条の職員たる要件を具备するかどうかの判

断に必要な事項を確認するものとする。

2 所属長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤

務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給方法等)

第七条 在宅勤務等手当の支給については、次項から第四項までに定める場合を除き、

給料支給の例による。

2 月の初日において、条例第十六条の二及び第十六条の三に規定する職員その他の在宅勤務等手当を支給できない場合に該当する職員には、その月の在宅勤務等手当を支給しない。

3 在宅勤務等手当の額は、東京都交通局企業職員の給料等に関する規程(昭和三十三年交通局規程第十四号)第六条の規定により給料額が日割りによつて計算される場合においても、日割りによつて計算しない。

4 職員が所属長を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日における職員の所属長において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第八条 職員が新たに条例第五条の三の職員たる要件を具备すると認められた場合には、同条に規定する管理者が定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くこととなつたと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなつたと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(委任)

第九条 この規程の実施に關し必要な事項は、職員部長が定める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

## ◎交通局規程第十号

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程(平成三年交通局規程第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第十条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

す。

一 条例第十条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合第四条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、同号中「ある職員」の下に「又は給料規程別表第七の二交通局企業職員給料表八」の適用を受ける職員のうち五号給、六号給若しくは七号給の給料月額又は給料規程第三条の二第三項の規定による給料月額を受け

る職員」を加え、同条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、同号中「ある職員」の下に「又は給料規程別表第七の二交通局企業職員給料表八」の適用を受ける職員のうち三号給若しくは四号給の給料月額を受ける職員」を加え、同条第三号中「ある職員」の下に「又は給料規程別表第七の二交通局企業職員給料表八」の適用を受ける職員のうち一号給若しくは二号給の給料月額を受ける職員」を加え、同条第六号中「又は」を「若しく

は」に改め、同号中「ある職員」の下に「又は給料規程別表第七の二交通局企業職員給

料表八の適用を受ける職員のうち五号給、六号給若しくは七号給の給料月額又は給料規

程第三条の二第三項の規定による給料月額を受ける職員」を加え、同条第七号中「又

は」を「若しくは」に改め、同号中「ある職員」の下に「又は給料規程別表第七の二交

通局企業職員給料表八の適用を受ける職員のうち三号給若しくは四号給の給料月額を受

ける職員」を加え、同条第八号中「ある職員」の下に「又は給料規程別表第七の二交

通局企業職員給料表八の適用を受ける職員のうち一号給若しくは二号給の給料月額を受

ける職員」を加え、同条次の二号を加える。

十一 細料規程別表第七交通局企業職員給料表七の適用を受ける職員（定年前再任用

短時間勤務職員以外の職員に限る。） 九千円

十二 細料規程別表第七交通局企業職員給料表七の適用を受ける職員（定年前再任用

短時間勤務職員に限る。） 八千二百五十五円

附則第二項中「及び第四条第一号から第五号まで」を「並びに第四条第一号から第五

号まで及び第十一号」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

#### ●交通局規程第十一号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定

める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）

号の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「百分の百九十」を「百分の八十」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

#### ●交通局規程第十二号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日 東京都交通局長 久我英男

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）

の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び法第二十二条の四第一項」を「法第二十二条の四第一項」に改め、「定年前再任用短時間勤務職員」という。」の下に「及び東京都の

般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十号。以下「任期付職員採用条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第二条の規定により手当の支給を受ける職員のうち特定任期付職員 当該職員の給与月額に百分の百十一・二五を乗じて得た額の総額

第四条の二第四項第三号中「部分休業」の下に「及び同規程第二十七条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第四条の三第一項第一号中「一万分の一万七百八十」を「一万分の一万三百四十」に、

「一万分の一万四千六百九十九」を「一万分の一万四千九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万五千」を「一万分の二万四千五百」に改め、同項第九号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千百七十五」に、「一万分の七千」を「一万分の六千五百」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千七・五」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「一万分の五千七百二十」を「一万分の五千五百」に、「一万分の七千七百九十九」を「一万分の七千四百九十九」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「一万分の一万一千

二十五」を「一万分の九千七百五十二・五」に、「一万分の一万七千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「一万分の一万九百二・五」を「一万分の九千六百三十五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千五百」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 給料規程第三条の二に定める交通局企業職員給料表八の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千五百以下の範囲内でそれぞれ

局長が定める割合

第四条の三第二項中「第三号まで、第六号又は第七号」を「第四号まで、第七号又は第八号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第一項第四号、第五号、第八号又は第九号」を「第一項第五号、第六号、第九号又は第十号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第二中

育児休業に相当する休業	休職中の職員に相当する者	休職中の職員
休職中の職員に相当する者	病気休暇	病気休暇
病気休暇に相当する休暇	介護休暇	介護休暇
介護休暇に相当する休暇	育児休業	育児休業

を

育児休業に相当する休業	育児休業
休職中の職員に相当する者	休職中の職員
病気休暇に相当する休暇	病気休暇
介護休暇に相当する休暇	介護休暇

に改め、同表介護時間に相当する休暇の項の次に次のように加える。

子育て部分休暇に相当する休暇

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

発行 東京  
電話 ○三(五三三二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001

定価 本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社  
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)  
郵便番号 101-0051